

令和3年 多賀町議会 6月第2回定例会再開会議録

令和3年6月21日（月） 午後1時55分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長補佐	小 菅 俊 二 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会計管理者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税務住民課長	岡 田 伊久人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	承認第37号 専決処分事項の承認を求めることについて (多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (総務常任委員長報告)
日程第3	承認第38号 専決処分事項の承認を求めることについて (多賀町介護保険条例の一部を改正する条例) (総務常任委員長報告)
日程第4	議案第44号 令和3年度多賀町一般会計補正予算(第3号)について

て

(予算特別委員長報告)

日程第5 請願第 1号 「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を  
求める意見書」提出を求める請願

(総務常任委員長報告)

日程第6 議案第46号 原木流通土場備品の購入契約の締結について

日程第7 議員派遣の件について

日程第8 委員会の閉会中の継続調査について

(総務常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会広報常任委員会)

(議会運営委員会)

(開会 午後 1時55分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年6月第2回多賀町議会定例会を再開いたします。

---

○議長(竹内薫君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長ならびに予算特別委員長に付託案件の審査の結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和3年6月第2回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、6月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、6月4日に開会し、本日までの18日間には、4日の本会議をはじめ、7日、8日の一般質問、9日の総務常任委員会、11日の予算特別委員会におきまして、提出をさせていただきました11議案につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、本日は、本定例会の最終日でございますが、各委員会に付託されました議案および本日提出をさせていただきました原木流通土場備品の購入に伴う契約議決の追加議案につきまして、円滑かつ適切にご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げ、議会再開に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

(開議 午後 1時57分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

---

○議長(竹内薫君) 日程第2 承認第37号から日程第5 請願第1号までを一括議題として、総務常任委員長ならびに予算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

5 番、松居亘総務常任委員長。

〔総務常任委員長 松居亘君 登壇〕

○総務常任委員長（松居亘君） 本会議において本委員会に付託を受けました承認 2 件、請願 1 件の審査結果を、会議規則第 7 7 条の規定により、次のとおり報告いたします。

6 月 9 日午前 9 時より、役場 3 階第 1 委員会室において、委員全員と執行者側より町長、副町長、担当課の出席を求め、委員会を開催いたしました。

最初に、「承認第 3 7 号 専決処分事項（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」。

税務住民課長から、今回の改正は、厚生労働省からの通知により、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴う国民健康保険税の減免措置を延長するため改正を行うもので、減免期間は令和 3 年 3 月 3 1 日を令和 4 年 3 月 3 1 日まで延長する。減免の状況は、国民健康保険税の減免額の令和元年度分は、申請が 2 6 件で 5 3 万 8, 3 0 0 円となり、令和 2 年度分の減免額は 3 1 件で 4 9 2 万 4, 3 0 0 円となった。今回の改正に伴い国の財政支援があり、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの納期限の国保税の減免額に応じて財政支援がある。算定方法は、減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて定める割合に相当する額となっている。多賀町の場合、減免総額が 5 7 0 万円以上の場合には 1 0 分の 1 0 の特別調整交付金が交付され、減免総額が 5 7 0 万円未満から 2 8 5 万円以上の間は 1 0 分の 6 の特別調整交付金が交付され、減免総額が 2 8 5 万未満の場合には 1 0 分の 4 の特別調整交付金が交付される。施行日は令和 3 年 4 月 1 日からとなっていると説明がありました。

質疑応答では、委員から、令和元年度と令和 2 年度、令和 2 年度と令和 3 年度の減免に係る減収分の国の補てんの違いはとの質疑に対し、令和元年度と令和 2 年度は 1 0 分の 1 0 の特別調整交付金が交付された。令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までは、減免総額に応じて特別調整交付金が交付されることになったと答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で承認第 3 7 号は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「承認第 3 8 号 専決処分事項（多賀町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」。

税務住民課長から、今回の改正は、厚生労働省からの通知により、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴う介護保険料の減免措置を延長するため、所要の改正を行うもので、減免期間は、令和 3 年 3 月 3 1 日を令和 4 年 3 月 3 1 日まで延長する。減免の状況は、介護保険料の減免額の令和元年度分は、申請が 1 4 件で 1 5 万 4, 8 1 8 円となり、令和 2 年度分の減免額は 1 5 件で 9 1 万 3, 9 7 4 円となった。今回の改正に伴い、国民健康保険税と同様の国の財政支援がある。施行日は令和 3 年 4 月 1 日からとなっていると説明がありました。

質疑応答では、委員から、国民健康保険税の減免は、令和3年度は、まずは令和2年度の収入で計算されるのですか。令和3年度が終わった時点で申請に基づいて減免され、国の特別交付金の申請をされるという理解でよろしいですかとの質疑に対し、令和3年度の国民健康保険税は、令和2年中の所得に基づいて課税させていただく。コロナウイルス感染症の影響で収入が減少する見込みということを申告していただいて、令和2年中の収入と令和3年中の収入と比べて30%以上減少している場合は、減免をさせていただき、令和3年度の税額から減額すると答弁がありました。

また、委員から、定額給付金は課税扱いですかとの質疑に対し、定額給付金は非課税です。それ以外の給付金、助成金で課税対象になるものがありますので、それは収入として計上していただいて、課税対象となりますとの答弁がありました。

以上の質疑につきましては、承認第38号を審査する中で行われたものであり、審査に関連するものであるため、報告に取り上げました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成全員で承認第38号は承認すべきものと決定いたしました。

ここで、執行者側の方には退席していただきました。

次に、「請願第1号 「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める請願」について。

最初に、請願書の朗読を議会事務局長に求めました。

次に、紹介議員の近藤議員より、請願の趣旨は朗読されたとおりであると説明がありました。

質疑討論では、委員から、夫婦というのは様々ある。夫婦別姓を求める家族もおられる。同性婚とか事実婚の方もおられる。夫婦同氏を維持したいという方もおられる。家族というのは様々で、様々な夫婦の在り方、個人の在り方、これは人権に関わる問題だと思う。また、18歳から60代くらいまでの方は、選択的夫婦別姓を求めておられるというNHKの世論調査の結果も出ている。夫婦別姓を実現して、ジェンダー平等の社会、誰もが多様性を認められる社会を実現するということが必要と思う。

また、委員から、民法や基本的人権に関わる部分があるので、請願に対する判断が難しい。

また、委員から、この問題は、多賀町議会の権限に属さないことであるので、判断が難しい。

また、この問題は、1996年から話が出てきていて、それから相当の時間がたっていて、まだ審議としては決まっていないという状況の中で判断が求められているので、難しい。

また、委員から、長い歴史の中で、今後のことを考えていきますと、戸籍混乱が生じる可能性があるのではないかと思うので、別姓にすることは望まない。

また、委員から、男女平等である。男性の氏が変わる、あるいは女性の氏が変わる、

今の民法の中であれば、そういう状態になっている。通称使用についても同様に、日本の国の民法で定められた状態の中でやっていくべきものとする。

また、委員から、2015年に最高裁判所の判決で、夫婦別姓の扱いについては、国会で論じられ判断されるべしとされており、全て国会の判断に委ねられている。また、別姓を取り上げた場合、その後の子ども、孫の扱いがどのようになっていくのか、社会構造がどのようになっていくのか、明確な答えが分かっていない。また、請願の内容は、町の権限でもない。議会の権限でもない。町や議会の権限事項でないことを議会が判断するのは相当難しいのではないかと。

以上で質疑討論を終了し、採決の結果、賛成少数で請願第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件3件の審査結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

6番、菅森照雄予算特別委員長。

〔予算特別委員長 菅森照雄君 登壇〕

○予算特別委員長（菅森照雄君） 予算特別委員会に付託されました審査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

去る6月11日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、町長、副町長、会計管理者、担当課長、担当者出席の下、当委員会に付託されました「議案第44号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」審査を行いました。

歳入歳出において、それぞれ3,508万1,000円を追加し、歳入歳出48億9,082万円とするもので、歳入では、国庫支出金1,052万円、県支出金206万7,000円、繰越金1,956万1,000円、諸収入333万3,000円、町債では40万円の減額との説明がありました。

歳出の主なものについて、総務課所管では、衆議院選挙による新型コロナウイルス対策費127万9,000円、前年度繰越金1,956万1,000円、消防団員退職金2名分111万3,000円、猟犬による事故に対応するための弁護士費用30時間分132万円、人事異動による保育所費で、正職員から会計年度任用職員になり467万7,000円の減額、幼稚園費では、会計年度任用職員から正職員に447万6,000円の増額との説明がありました。

主な質疑では、委員から、弁護士費用が不足になった場合は町が負担するのかに対し、町村会を通して加入している保険から支出されるものと考えている。治療費については、猟友会が加入されている保険会社から支払われている。

また、委員から、消防団の定員は足りているのかに対し、現在3名が欠員状態である。支障があるので懸命に探していただいているとの答弁がありました。

質疑を終了し、税務住民課所管では、コロナ感染症により各法人の当初積算見込みよ

り減収したため、過年度還付金 350 万円、ほか今後の対応に 100 万円との説明がありました。

主な質疑では、前回 2 社で 450 万円と説明があったがに対し、法人町民税としては 3 社で 352 万円との答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了し、企画課所管では、第 6 次多賀町総合計画実施計画の検証に伴う行政改革推進委員の報償費などで 4 万 5,000 円、空き家改修費補助金で 3 件分 275 万円、内訳として、上限額 100 万円が 2 件、75 万円が 1 件、また、電子計算費で、当初システム構築に係る費用 208 万 8,000 円を見込んでいたが、国の方で概要の見直しが行われ、72 万円と定められたことにより 136 万 8,000 円の減額との説明がありました。

主な質疑では、委員から、3 件の若い世代の方はどこから来られたのかに対し、2 件は東京、1 件は町内。

また、委員から、補助金を受ける条件はに対し、町内、町外関係なく、空き家バンクを通じているかどうかである。若者世代は 18 歳から 40 歳未満で上限額は 100 万円、40 歳以上の方は上限額 50 万円との答弁がありました。

また、委員から、町外の 2 件は、ホームページを見て来られたのか。来られた理由はに対し、滋賀県移住促進協議会があり、多賀町も参画している。県全体で移住施策に取り組んでおり、東京に移住相談窓口があり、そこを通じて相談があった。なぜ多賀町を選んでもらったかは聞き取っていない。

また、委員から、県に該当する補助金はないのかに対し、補助金制度はあるが、補助要件が厳しい。普通の改修では補助要件をクリアできないとの答弁がありました。

質疑を終了し、福祉保健課所管では、新型コロナウイルス感染症による低所得の子育て世帯に生活支援特別給付金を支給するもので、独り親世帯見込み数 68 人分は県が実施するもので、事務費として 7 万 7,000 円、独り親世帯以外の子育て世帯分は事業主体が市町村であり、見込み数 146 人分、1 人当たり一律 5 万円で、事業費 730 万円と事務費 250 万円との説明がありました。

主な質疑では、今回の給付金は、申請が必要なものと不要なものがある詳細はに対し、独り親世帯分は、児童扶養手当の受給者を滋賀県が把握しているので、滋賀県から支給される。独り親世帯以外分は、町が把握している。申請が必要な方は、コロナウイルスの関係で収入が減った方となる。国の定める基準に基づいて可否を判断することになる。独り親世帯以外分の申請不要な方は、令和 2 年中の所得が非課税の方、また、児童手当が 15 歳までとなっているが、今回の給付は 18 歳までが対象となり申請が必要との答弁がありました。

また、委員から、予算額は 730 万円となっているが、上限かに対し、上限となる。不足する場合は国へ追加申請をしていく。

また、委員から、申請チラシは受給者全てに配布されるのかに対し、該当者に申請書

と一緒に送付する予定との答弁がありました。漏れがないよう要望し、質疑を終了しました。

産業環境課所管では、地方債補正で、芹川ダム県営事業負担金限度額1,160万円を40万円減額し1,120万円に変更、農業者大型特殊免許取得補助金20人分50万円、がんばる商店応援事業補助金1件分200万円との説明がありました。

主な質疑では、農業者大型特殊免許取得補助金は、大型特殊免許取得でも良いのかに対し、農耕車限定の大型特殊免許もしくは大型特殊免許が対象との答弁がありました。

質疑を終了し、教育委員会所管の主なものは、教育総務課、学校教育課では、ささゆり保育園遊具更新に497万7,000円、中学校の漏水による下水道使用料52万5,000円、新型コロナ対策消毒液ほか30万7,000円。

生涯学習課では、絵本作家、長谷川義史さんの絵画展と朗読ショーに92万円、(仮称)久徳認定こども園建設に伴う町道工事前発掘調査、整理調査に461万1,000円、図書館費では、人件費で、司書資格を持つフルタイムの会計年度任用職員1名分154万6,000円、博物館費では、ニホンカモシカの剥製標本作成に19万2,000円との説明がありました。

主な質疑では、委員から、絵本朗読事業は1回限りかに対し、朗読ショーは1回限り、絵画展については1週間程度を予定している。

また、委員から、久徳認定こども園の建設進入路、発掘調査の工程はに対し、5か月程度で8月末完了予定、9月から12月にかけて道路を完成させたい。

また、委員から、ニホンカモシカは特別天然記念物に指定されているが、剥製にして問題はないのかに対し、国・県に申請し、許可をもらっているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成全員で、「議案第44号 令和3年度多賀町一般会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で予算特別委員会に付託されました審査結果報告を終わります。

○議長(竹内薫君) 以上で、総務常任委員長報告ならびに予算特別委員長報告を終わります。

これより、総務常任委員長ならびに予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2 「承認第37号 専決処分事項(多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は承認です。承認第37号は、総務常任委員長の

報告のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、承認第37号は総務常任委員長の報告のとおり承認されました。

日程第3 「承認第38号 専決処分事項（多賀町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は承認です。承認第38号は、総務常任委員長の報告のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、承認第38号は総務常任委員長の報告のとおり承認されました。

日程第4 「議案第44号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第44号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第44号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 「請願第1号 「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める請願」の討論を行います。

これより、まず、原案に賛成者の発言を許します。

1番、神細工宗宏議員。

〔1番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1番（神細工宗宏君） 1番、神細工です。近藤議員提出の「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める請願に対し、賛成討論をさせていただきます。

私は、夫婦親子同氏制度が我が国だけの独自の制度であるとするれば、私は現段階で変える必要があるとは考えません。日本独自の特徴であり、他国に合わせる必要は感じません。

結婚というのは極めて重要な事柄と考えます。夫婦というのは、もともと他人です。

その2人が家庭を持つということは非常に重要で、尊重すべきことだと思っています。他人が同一世帯で家庭を持つということは、けじめという意味も含め、同氏にするべきだと考えます。また、夫婦同氏ということで、家族としての一体感が生まれ、このことは家族の絆につながります。同氏に変えることにより、精神的に安心感が生まれ、仮に男性の氏を女性が名のることにより、その女性も守ってあげたいと感じ、責任感が生まれます。

しかし、一番大切なのは、子どもの気持ちを大切にすることだと思っています。夫婦が別氏を語るることにより、子どもはどちらの氏を名のるか迷いもあるでしょう。子ども自身は、親から言われたまま従うと思いますが、子どもには子どもの権利があると思います。仮に子ども同士が別氏であったとき、子どもはどう考えるでしょうか。家庭で別氏で生活する中で、繰り返しになりますが、家族としての一体感、絆は生まれるでしょうか。

そして、年々増加傾向にある離婚問題。選択的夫婦別姓制度は、離婚を助長する可能性があると思います。そのほざまで苦悩する子どもたちのことを考えたことがありますか。私は、今回の問題は、これから日本を支える子どもたちに与える影響が大きいと考えます。

また、会社などで、氏が変わることにより業務上の混乱を防止するために、結婚前の氏を継続することを認めています。これは会社運営の上での混乱防止です。戸籍上同氏になっても、通称は旧氏を名のことは構いませんが、それも、子どもの前では同氏を名のることが好ましいと私は考えます。

以上のことを勘案し、近藤議員の「夫婦親子同氏を維持し、旧氏の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める請願に賛成いたします。

以上です。

○議長（竹内薫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） ただいま議題になっております議案のうち「請願第1号 「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める請願」について、不採択とした総務常任委員長報告に賛成し、本請願に反対の討論を行います。

本請願は、選択的夫婦別姓に反対し、別姓を認めないとする内容です。言うまでもなく、選択的夫婦別姓とは、夫婦は同じ姓を名のるという現在の制度に加えて、希望する夫婦が結婚後にそれぞれの結婚前の姓を名のることを認めるという制度であります。

選択的夫婦別姓制度は、夫婦同姓、同氏でいたい人の権利を奪うものではありません。希望する人の選択権を認めるものであります。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められていないため、事実婚や通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。別姓になると家族の一体感がなくなるといいますが、内閣府の調査では、影響がないと

答えた人は6割であります。例えば、離婚してシングルで子育てされている方の中には、親子で異なる姓を名のり、子育てをしっかりとしております。国民は選択できる社会、個々の人格や多様性が認められる社会を望んでいるのではないのでしょうか。

現行制度において、夫婦の氏は夫婦が協議をして決めるとしてはいますが、実際には、女性の96%が夫の姓に変えています。背景には、男女の性別役割分担、経済格差、ジェンダーギャップがあります。1985年に男女雇用機会均等法が制定され、女性の社会進出が進む中で、夫婦同姓強要に疑問を持つ人が増えてきました。こうした経緯の中で、選択的夫婦別姓を求める声が広がってきました。平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、法改正に賛成または容認が66.9%と、反対の29.3%を大きく上回るなど、選択的夫婦別姓を支持する人が増えてきています。

夫婦同姓を強要している国は日本以外にはありません。国連女性差別撤廃条約の氏を選択する夫および妻の同一の個人的権利の条約に夫婦同氏制度が違反しているとして、国連女性差別撤廃委員会からも、繰り返し、日本政府に対して選択肢を増やすよう勧告をしております。

本請願では、旧姓による通称使用の拡充を求めています。法的根拠のない通称使用が広がれば、契約など、むしろ社会的混乱を拡大することになります。夫婦別姓が法制化されていないため、通称使用を認めている企業では、相当な労力とコストの増大が強いられています。通称使用は企業にとっても大きな負担となっています。ジェンダー平等社会の実現は、今やグローバルで活躍する企業では、取り組まなければならない、世界で相手にされない課題になっています。ジェンダー平等社会を実現し、多様性を大切に、個人の尊厳を尊重するためにも、選択的夫婦別姓制度の法制化が求められています。

滋賀県議会では、一人っ子同士の結婚が珍しくない時代においては、姓を途絶えさせないために、別姓制度を望む声も聞かれるなどとして、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書が昨年の3月議会で可決され、県民の総意として意見書が国に提出されています。さらに、今年の3月議会で、ジェンダー平等社会の実現を求める意見書の中でも、選択的夫婦別姓を導入する民法改正を速やかに行うこととする内容が可決され、国会に、選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書が送付されています。

また、全国の地方議会からは、選択的夫婦別姓制度を求める背景には、結婚後は、男女いずれかの姓を名のらなければならないとする夫婦同氏制度の下で、多くの女性が男性の姓に変更することを求められ、姓を変更することによって、これまで築き上げてきたキャリアが生かされないことや、改姓を避けるために結婚を諦める方、事実婚を選ばざるを得ない方などが少なからずいるという状況があるとして、選択的夫婦別姓について、国会で議論することや制度の法制化を求める意見書が次々出されております。

選択的夫婦別姓の導入に向けた機運が国や地方でも高まっている中で、この時期に、選択的夫婦別姓に反対する意見は、町民の総意とは思えません。選択的夫婦別姓を求め

る声は、基本的人権の問題であり、個人の尊厳に関わる問題です。希望すれば別氏を選択でき、男女が共に活躍できる社会、ジェンダー平等社会、多様性のある社会であるべきです。選択的夫婦別姓の導入の世論が高まり、同時に、滋賀県議会をはじめ多くの地方議会において選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書が相次いで可決している中で、多賀町議会に出された選択的夫婦別姓導入を認めないとする本請願には反対です。

法制化の議論を国会で早急に進められるよう求め、議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（竹内薫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（竹内薫君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

---

○議長（竹内薫君） 日程第6 「議案第46号 原木流通土場備品の購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 「議案第46号 原木流通土場備品の購入契約の締結について」、ご説明申し上げます。

今回お願いいたします議案第46号は、先般入札を行い、落札されました原木流通土場備品の購入につきまして、落札業者との契約の締結についてでございます。

原木流通土場備品の購入につきましては、令和3年2月26日の第16回契約審査会において、指名業者6者を選定された後、同年5月25日執行の入札で、2者による入札の結果、犬上郡多賀町敏満寺809番地、有限会社安田溶工所、代表取締役社長、安田良介が980万円で落札いたしましたので、消費税10%を乗じ1,078万円で購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

購入契約の対象につきましては、0.28立米後方小旋回油圧ショベルおよび木材グラップル1台となっており、納入期限は令和3年8月13日としております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第46号 原木流通土場備品の購入契約の締結について」は、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第46号は可決されました。

---

○議長（竹内薫君） 日程第7 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおりの議員を派遣することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

---

○議長（竹内薫君） 日程第8 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会ならびに議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付されました案件は全て終了しました。

去る6月4日開会、本日までの18日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和3年6月第2回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時38分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 木 下 茂 樹

多賀町議会議員 近 藤 勇